

赤田霊園 1号及び2号墓地

使用申込案内



赤田霊園 1号及び2号墓地は全区画とも貸与が完了していましたが、
返還となった区画がありますので、使用申込の受付を行います。

申込期間：令和8年1月13日（火）～2月6日（金）

※土曜日、日曜日は除く。

令和7年12月

那須塩原市 環境戦略部 ネイチャーポジティブ課

1 募集内容

墓地名	赤田霊園 1号墓地、赤田霊園 2号墓地
所在地	【1号墓地】西赤田 281 番地 1、【2号墓地】西赤田 265 番地 2
供用開始時期	【1号墓地】平成元年度から、【2号墓地】平成 20 年度から
1区画の大きさ	間口 2m × 奥行 2.5m (5m ²)
使用料(注 1)	【1号墓地】200,000 円、【2号墓地】340,000 円
管理料(注 2)	2,000 円
募集区画数	【1号墓地】22区画、【2号墓地】5区画
募集区画番号	【1号墓地】第 75 号、第 112 号、第 120 号、第 153 号、第 172 号、 第 177 号、第 186 号、第 206 号、第 220 号、第 229 号、 第 244 号、第 291 号、第 374 号、第 407 号、第 471 号、 第 747 号、第 770 号、第 774 号、第 841 号、第 859 号、 第 881 号、第 899 号 【2号墓地】第 38 号、第 65 号、第 80 号、第 201 号、第 344 号
過去の墓石等 設置の有無	無：【1号墓地】第 75 号、第 112 号、第 172 号、第 177 号、 第 186 号、第 206 号、第 220 号、第 229 号、第 244 号、 第 291 号、第 374 号、第 407 号、第 471 号、第 747 号、 第 774 号、第 841 号、第 859 号、第 899 号 【2号墓地】第 38 号、第 65 号、第 201 号、第 344 号 有（原状回復済）：【1号墓地】第 120 号、第 153 号、第 770 号、 第 881 号、【2号墓地】第 80 号
過去の埋蔵の 有無	無：【1号墓地】第 75 号、第 112 号、第 172 号、第 177 号、 第 186 号、第 206 号、第 220 号、第 229 号、第 244 号、 第 291 号、第 374 号、第 407 号、第 471 号、第 747 号、 第 774 号、第 841 号、第 859 号、第 881 号、第 899 号 【2号墓地】第 38 号、第 65 号、第 201 号、第 344 号 有（改葬済）：【1号墓地】第 120 号、第 153 号、第 770 号 【2号墓地】第 80 号

(注 1)…使用料は使用開始時に 1 回のみ納付していただくものです。(注 2)…管理料は毎年度納付していただきます。令和 7 年度の管理料は使用を許可した月から月割計算となり、1箇月分 (160 円) の予定です。

2 申込条件

- 次に掲げる条件を全て満たしていること。
- ①那須塩原市に住民登録をしていること。
 - ②他に墓地又は納骨堂を使用していないこと。
 - ③現に親族の納骨していない遺骨を有していること。

3 申込期間

令和8年1月13日（火）～令和8年2月6日（金）

午前9時00分～午後4時00分 ※土曜、日曜は除く。

4 申込場所

- ・本庁ネイチャーポジティブ課環境衛生係 TEL 0287-62-7142
- ・西那須野庁舎西那須野支所 TEL 0287-37-5105
- ・塩原庁舎塩原支所 TEL 0287-32-2911
- ・筈根出張所 TEL 0287-35-2511

5 申込みに必要な書類

1	市有墓地使用申込書	用紙は申込場所の窓口にあります。
2	同意書	用紙は申込場所の窓口にあります。（申込書提出に伴う資格審査のため、ネイチャーポジティブ課で世帯員全員の住民基本台帳の記載事項について調査の必要があるため、同意書をご提出いただくものです。）
3	申立書	用紙は申込場所の窓口にあります。
4	申込者の住民票の写し	本籍が記載されているもの。
5	親族の死体（胎）埋火葬許可証の写し又はこれに類する書類の写し	紛失の場合は火葬場管理者が発行する火葬証明書等の写し。

6 注意事項

- ①申込受付は、1世帯につき1人までとします。（同一世帯員の申込不可）
- ②申込みの際、希望する区画を指定することになります。（複数区画の指定可）
- ③申込者が多数の場合は抽選となります。

④抽選会の予定

【日時】令和8年2月25日（水）午後1時30分から

【場所】本庁東庁舎2階 901会議室

※申込受付時に抽選会に関するご案内をお渡しします。

⑤貸与決定者には、抽選会終了時に「墓地使用許可申請書」に記入をしていただきます。

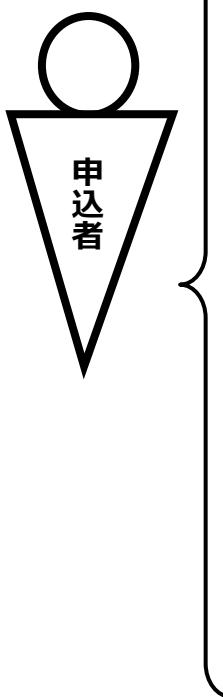
その後、3月上旬を目途に使用許可の通知等と使用料及び令和7年度管理料の納付書を郵送いたします。

⑥使用料及び令和7年度管理料を令和8年3月23日（予定）までに納付していただき、納付確認後に墓地使用許可証を郵送いたします。

⑦赤田霊園1号及び2号墓地に墓石等を設置する場合は、高さ制限があります。

⑧使用許可後の返還に関する取り扱いについては、ネイチャーポジティブ課までお問い合わせください。

申込みから許可までの流れ



①申込書類等の提出 令和8年1月13日（火）～2月6日（金）

※申込受付時に抽選会に関するご案内をお渡しします。



②抽選会への参加 令和8年2月25日（水）

※原則、申込者本人が参加してください。

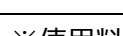


※以下、貸与決定者のみ

③墓地使用許可申請手続 ※抽選会後に申請手続をしていただきます。



④使用料及び管理料納付 納期限：令和8年3月23日（月）予定



⑤使用許可証郵送 ※使用料及び管理料納付後に郵送いたします。

赤田靈園1号墓地区画図

六

…未使用区画

…使用後改葬・原状回復区画

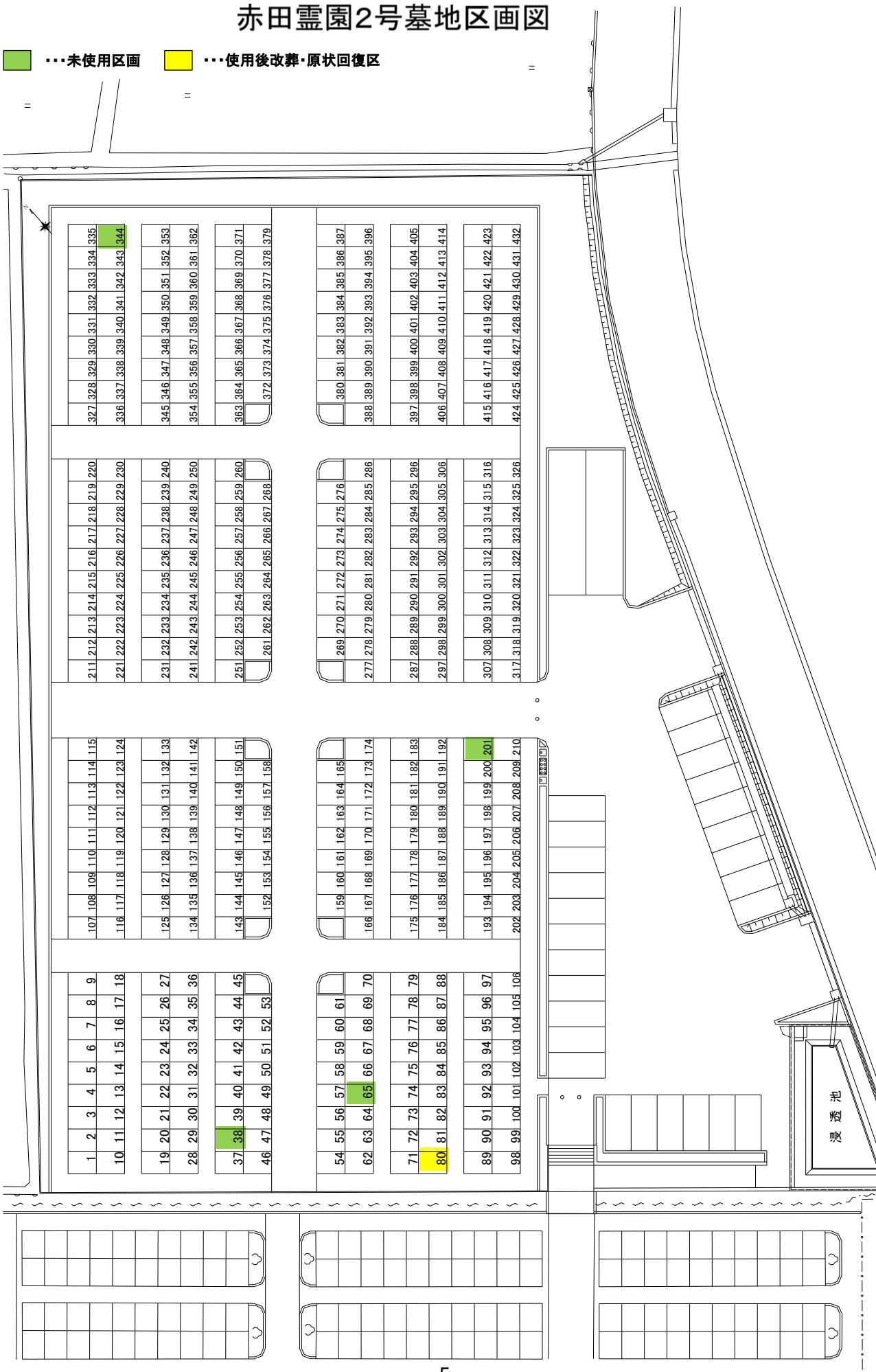
…使用後原状回復区画



赤田靈園2号墓地区画図

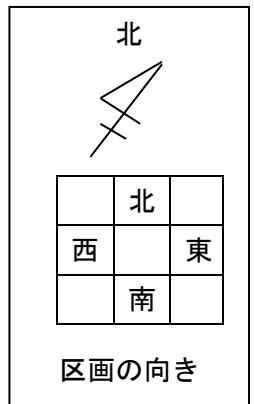
…未使用区画

…使用後改葬・原状回復区



赤田霊園 1号及び2号墓地 申込受付対象区画 (27区画)

赤田霊園 1号及び2号墓地は開放してありますので、
事前に区画の確認をすることができます。
(今回の申込受付対象区画には看板を設置しています。)



【赤田霊園 1号墓地】



赤田霊園 1号墓地
区画番号：第 75 号
東向き、未使用



赤田霊園 1号墓地
区画番号：第 112 号
西向き、未使用



赤田霊園 1号墓地
区画番号：第 120 号
東向き、使用後改葬・原状回復済み



赤田霊園 1号墓地
区画番号：第 153 号
西向き、使用後改葬・原状回復済み



赤田靈園 1号墓地
区画番号：第 172 号
東向き、未使用



赤田靈園 1号墓地
区画番号：第 177 号
西向き、未使用



赤田靈園 1号墓地
区画番号：第 186 号
西向き、未使用



赤田靈園 1号墓地
区画番号：第 206 号
東向き、未使用



赤田靈園 1号墓地
区画番号：第 220 号
西向き、未使用



赤田靈園 1号墓地
区画番号：第 229 号
西向き、未使用



赤田靈園 1号墓地
区画番号：第 244 号
東向き、未使用



赤田靈園 1号墓地
区画番号：第 291 号
東向き、未使用



赤田靈園 1号墓地
区画番号：第 374 号
東向き、未使用



赤田靈園 1号墓地
区画番号：第 407 号
東向き、未使用



赤田靈園 1号墓地
区画番号：第 471 号
西向き、未使用



赤田靈園 1号墓地
区画番号：第 747 号
東向き、未使用



赤田霊園 1号墓地
区画番号：第 770 号
西向き、使用後改葬・原状回復済み



赤田霊園 1号墓地
区画番号：第 774 号
西向き、未使用



赤田霊園 1号墓地
区画番号：第 841 号
東向き、未使用



赤田霊園 1号墓地
区画番号：第 859 号
西向き、未使用



赤田霊園 1号墓地
区画番号：第 881 号
西向き、使用後原状回復済み、
埋蔵なし



赤田霊園 1号墓地
区画番号：第 899 号
東向き、未使用

【赤田靈園 2号墓地】



赤田靈園 2号墓地
区画番号：第 38 号
北向き、未使用



赤田靈園 2号墓地
区画番号：第 65 号
南向き、未使用



赤田靈園 2号墓地
区画番号：第 80 号
南向き、使用後改葬・原状回復済み

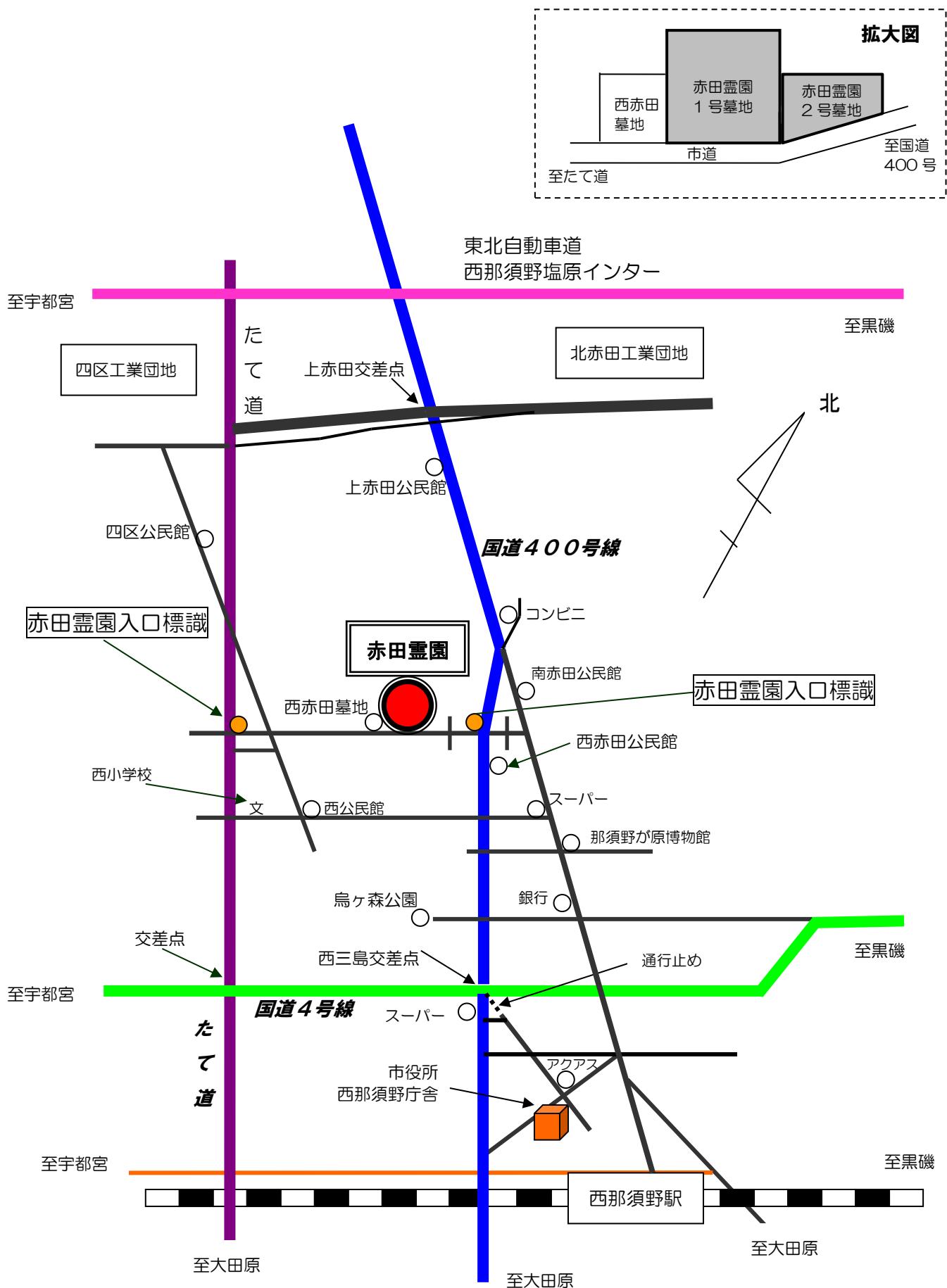


赤田靈園 2号墓地
区画番号：第 201 号
北向き、未使用



赤田靈園 2号墓地
区画番号：第 344 号
南向き、未使用

赤田靈園案内図





【問い合わせ】

那須塩原市 環境戦略部

ネイチャーポジティブ課 環境衛生係

TEL 0287-62-7142